

第5回稲美町総合計画審議会 議事録

1 日 時 令和8年7月17日（金） 19：00～21：20

2 場 所 いきがい創造センター 多目的ホール

3 出席者

委 員 田端会長、森玉副会長、本多委員、坂本委員、本岡委員、佐藤委員、
辻元委員、岩本(広)委員、畠委員、坂口委員、寺嶋委員

(欠 席) 岩本(京)委員、中本委員、大西委員

事務局 経営政策部長、教育政策部長、生涯学習担当部長
企画課長、企画係長、主査、コンサルタント1名

4 傍聴者 1名

5 会議の概要

1 開会

- ・事務局から資料の確認
- ・委員の出欠確認

2 会長あいさつ

会 長：本審議会では後期計画の各章について議論しているところですが、章ごとに見ていると横のつながりがわかりにくくなってしまう面があります。本来的には総合計画には鳥瞰する視点が必要で、幸いこの審議会には多様な視点を持つ人が集まっていますので、今回議題になっている章の視点だけにとどまらず、様々な角度からご意見を寄せていただければと思います。よろしくお願いいたします。

3 審議事項

(1)後期基本計画第3章（案）について

- ・事務局から、「後期基本計画第3章（案）」第1節について説明。

(質疑応答)

会 長：学校園を中心とした取組について説明をいただきました。前期計画から大きな変更はありませんが、部活動の地域展開や、コミュニティスクールのこと、給食費のことなどが追記されています。

- 委員：「キャリア教育の推進」の中に「幼少中一貫した」という表現があります。第1項のタイトルが「学校教育の充実」となっていますが、学校（園）といった表記が必要ではないでしょうか。
- 会長：教育用語として「学校教育」という表現がありますが、計画の次のページでは学校園と記載されている部分もあります。どうでしょうか。
- 事務局：本項において部分的には園のことも含んでいますが、幼稚園のことについては主に次の第2項に整理しています。「学校（園）教育の充実」と表記を変更することについては考えておりません。
- 会長：教育用語としては「学校教育」「社会教育」と分けられており、ここでいう「学校教育」とは専門用語としての「学校教育」ということかと思います。
- 事務局：ご指摘の通り、「学校教育」と「社会教育」を分けて整理しています。また、学校教育法には幼稚園も含まれています。
- 委員：この「幼少中一貫した」という表記に対して、4ページの「実践的な指導力の向上」には「幼少中連携による」という表記が出てきます。幼小中一貫というと、一つのエリア、敷地に機能が集まっているようなイメージを持つのですがいかがでしょうか。また同じ4ページの「多様なニーズに対応した教育の充実」に関連して、民生委員が不登校児童生徒の名簿を知っていても、自治会長に共有できないということがあります。ここでいう「不登校児童生徒への支援の充実」というのは、教育委員会が中心となるのかなと思いますが、個人情報の取り扱いについては、6月14日にこども家庭庁からの通知もありました。「不登校児童生徒への支援の充実」はどういうところまで、誰が主体になることを想定された表現なのでしょう。また、次の議題である第5章にもつながる話ですが、5月には民生委員であいさつ運動の徹底を行っており、今後も継続していきたいと考えています。小さい頃からのあいさつ運動がお互い顔見知りになれるきっかけになりますので、あいさつ運動について6ページに追加することができるとよいのですが。
- 会長：1点目のご指摘は一貫と連携の違いについて、2点目は民生委員児童委員の個人情報の問題で、どこまで地域と共有できるのかということですね。また、3点目はコミスクのような組織化されたものに対して、あいさつ運動のような緩やかな実践がある方が、地域に浸透していくのではないかとというご意見であったかと思います。
- 事務局：1点目の一貫という表現については、稲美町では立地として一か所に集まってはいませんが、教育委員会の表現として、理念的な意味で「一貫して」という表現を使用しています。「不登校児童生徒への支援の充実」については、民生委員の持つ情報を自治会に広げていくというところまでは含んでおらず、校内サポートルームやフリースクールへの補助の取組を想定しています。また、民生委員主導のあいさつ運動については、6ページの「地域とともにある学校づくり」の中に表現としては含まれていくかと思いますが、例えば7ページの共助の取組として追記することを検討させていただきます。

- 委員：今の季節暑くなってきて、天満東幼稚園に車でこどもの送り迎えをする人が多くなりました。夕方の迎えの時間には車が並んでいる状態ですが、交通ルールとして駐車禁止の看板も何もありません。地域と教育の問題に関連して、道路状況のことも今後頭に入れて取り組んでいただきたいと思います。
- 会長：学校をめぐる問題は様々な分野にまたがっています。通学についても昔は徒歩を前提としていましたが、近年の気候や環境の影響もあって、こういった問題も出てきています。
- 委員：福祉領域でいうと、生活困窮の方のお話をよく聞くようになりました。私たちがこどもの頃にはありませんでしたが、今は中学校くらいから金融や社会保障制度の学習が必要です。決済手段が多様化している中、生きていく上での知恵としてお金の問題を学校教育に位置付けていただければと思います。
- 会長：その人の生活、人生を保障するという意味では、2ページの「キャリア教育の推進」の記載を充実することも考えられますので、検討してください。
- 委員：4ページの「安全教育の推進と教育環境の整備」に記載されている、幼稚園の再編等について、「持続可能で質の高い教育環境」という文言が続きますが、園の統廃合のことをいっているのでしょうか。そうすると、徒歩で通園できるところがなくなって、先程意見のあったように、車での送迎が増加することも予測されますので、そういった課題についても検討しておく必要があると思います。
- 事務局：幼稚園の再編については、今年度計画を作っているところでして、その中間報告として、将来的なこどもの人口を踏まえると、現在の町内5園での集団教育を維持していくことが難しいのではないか、という報告を受けているところです。今後、保護者や地域の方に意見を聞きながら、駐車場を含む環境整備や、預かり保育、給食などのことも含めて、検討を進めてまいります。
- 事務局：先程ご意見をいただいた民生委員のあいさつ運動につきましては、第2章の第2節の中でその活動内容を記載しておりますので、ご報告いたします。
- 委員：今回の計画ではPTAという表記が削除されていますが、今現在の状況はどうなっているのでしょうか。
- 事務局：PTAに入るのが義務なのかどうかという議論もあり、実際にPTAがなくなっている学校園もあります。また、PTAという名称ではなく、保護者が組織されている集まりもあります。今現在の状況として、PTAという言葉だけに留まるものではなく、なってきたので、今回はPTAの表記を削除いたしました。
- 会長：以前PTAが関わっていた部分で、コミスクなどの組織が代わって中心となっている面もあります。
- 委員：幼稚園の再編について、再編という表現だとわかりにくいので、「幼稚園のあり方」の検討と変えてはどうでしょうか。
- 事務局：「幼稚園のあり方」については数年前から検討を重ねてきており、今は再編等の検討という形にシフトしてきているものと捉えておりますので、この表現としています。

・事務局から、「後期基本計画第3章（案）」第2節・第3節について説明。

（質疑応答）

委 員：11 ページにある「歴史文化遺産の保護と活用」の中で、「町史の再編さん」と記載されています。これに私も携わっているのですが、再編さんという文言だと同じものを再度作るというイメージがあります、携わっているものとしては、前とは違うものを作るという感覚で作業を進めているので、「再」という言葉が適当なのかなという疑問があります。

事務局：今ある昭和に作った町史から、改めて、再び作るという意味合いで再という表現を使っておりますので、同じものを作るという意味合いでは捉えておりませんが、表現については担当課とも協議させていただきます。

会 長：今回表記の変更を提案された「L G B T Q +」について何かご意見はございますか。

委 員：人権に関する大きな課題ではありますが、障がいのある方への差別や偏見の問題もありますし、ここでなぜ「L G B T Q +」に特化した表現にするのか、何か理由があるなら教えていただきたいです。

事務局：第2章に障がい者福祉の充実に関する項目があり、その中で障がいへの理解についても触れています。この「人権教育の推進」の項目では、以前あった「性的マイノリティ」という記載を「L G B T Q +」に代えてはどうか本審議会でご意見をいただいたものです。

事務局：総合計画としては「性的マイノリティ」という表現の方がよいのではないかと考えています。また、その下に「SNSなどによる差別、偏見、いじめ」とありますが、範囲が狭くなるので「インターネットによる」とした方がよいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

会 長：性的マイノリティを公用語とする理由としては、公的な支援としての対応をどうするのかということがあります。例えばトイレの利用における「性的マイノリティ」への支援などです。一方「L G B T Q +」は多様な性をあらわすものですので、考え方や理解を深めるという意味であれば、ここの表記は「L G B T Q +」の方がいいのかもしれない。

副会長：私もあまり詳しくはわからないのですが、一般的な皆さんがこの計画を読まれたときに、「性的マイノリティ」という表現の方がわかりやすいのかなとは思っています。

会 長：読む人にとってわかりやすいというのも重要な観点ですね。

委 員：私は「L G B T Q +」というのを初めて知りました。「性的マイノリティ」の方がわかりやすいのではないかと思います。

会 長：「性的マイノリティ」と記載する方向でよろしいですか。

（異議なし）

会 長：また、先程「SNS」ではなく「インターネット」による差別、偏見、いじめという表記にしてはどうかという意見がありましたが、何かご意見はございますか。現在の表記の「SNSなど」の「など」にインターネットも含まれていると考えてもよいのではないと思うのですが、どうでしょうか。

(異議なし)

会 長：第3章の「お互いを認めあう社会の実現」の成果指標（住民満足度）は「普通」という回答が比較的多く、これはあまり理解が進んでいないという風に捉えることもできるかもしれません。

(2) 後期基本計画第5章（案）について

・事務局から、「後期基本計画第5章（案）」について説明。

(質疑応答)

会 長：A I の活用の話や電力の地産地消など、持続可能なまちづくりに向けた取組について説明いただきました。A I の活用については職員だけでなく、例えばこの委員会にもA I も参加してもらえばどうかという話をしたこともあります。行政にどのようにA I を導入していくかということは、検討を進めていくべきです。単なるD Xではなく、例えば保育所の入園順位を決めるのにA I を活用するなど、判断の補助にA I を活用すると作業が高速化できるという事例もあります。

委 員：6ページの「広域的な事業の推進」の中に消防のことが記載されていません。消防も広域であると思いますが。

事 務 局：ここで記載されている下水道、保健・医療分野と同じように広域で連携はしていますが、消防については加古川市への委託事業のため、こちらに記載されているものとは性質が少し異なります。

委 員：ゴミ処理についてはどうですか。

事 務 局：エコクリーンピアはりまは、広域で取り組んでいるものになります。加古郡衛生組合については、稲美町、播磨町による一部事務組合になります。原則としてここという広域的な事業というのは、2市2町での取組以上を指しています。

委 員：4ページにある「Society5.0 時代」といった表現は、常識となっているのかもしれませんが、計画には新しい言葉を使っていく必要があるのかもしれませんが、高齢者にもわかってもらおうとするなら、もう少しわかりやすい表現にしてもいいのではないかと思います。

会 長：この表現を外してほしいというわけではないが、もう少しわかりやすい表現を検討してほしいというご意見です。そのほか修正点については基本的に了承いただいたということによろしいでしょうか。4ページのA I の活用については、もう少し表現を充実するなど、検討してもらえればと思います。全体を通して、何かご意見、ご質問はありますか。

副 会 長：国際感覚という言葉が出てきましたが、文化の違いもあります。国際化というとポジティブなイメージを持っていましたが、難しい時代になっているなど感じています。

会 長：第3章の14ページにも「課題が生じている」という記載がありますが、その課題解決が自治体に任せられている状況があります。文化も宗教も違う相手をどう理解していくのか、という大きな課題が基礎的自治体に任せられており、非常に大変であると思います。

委員：第3章の11ページにある「万葉の森」ですが、来客はあるのでしょうか。万葉の花も少なく、施設にもあまり人が入っていないのではないかと思います。憩いの館は以前食事処があった時は人が入っていましたが、今はどうでしょうか。十分に活用ができていないように感じています。

事務局：ご指摘の通り、万葉の森については、次に打つべき手立てが大きなテーマになっています。設備に関しても、水漏れがあったところを整備したり、木の刈り取りをしたり、いろいろな改修・修理をしつつ運営しているところです。憩いの館の利用についても、そこでイベントを開催するなど、改めて利用していただけるようなPR方法を引き続き考えていきたいと思っています。

委員：スポーツを楽しむ機会が少なくなったように感じています。スポーツクラブ21いなみとか、スケボーができる施設とか、稲美町としてはスポーツを推進されていますが、小学校・中学校の運動会など、スポーツ関係の行事が少なくなって、スポーツができないこどもが増えているように感じています。熱中症の問題もあり、環境的に限られてくる部分もあるかと思いますが、学校などの教育現場においても、もう少しスポーツの推進に取り組んでももらえればと思います。

事務局：スポーツが好きなこどもが減ってきているということで、兵庫県でもスポーツを好きになろう、という取組を進めており、稲美町ではその事業を2項目、県の支援で実施していく予定となっています。県においてもそういった動きがありますので、ご報告させていただきます。

委員：第3章の12ページで、LGBTQ+の話題が出た際に、障がい者への理解にも触れられていましたが、私のところには農福連携の取組で就労支援A型の人に来ていただいたり、耳が聞こえない方にも働きに来ていただいております、非常によく働いていただいて、助かっています。初めは、自分自身が手話を学ばないとコミュニケーションが難しいのではないかと考えていましたが、そんなことはなくて、ジェスチャーと口の動きでコミュニケーションがとれます。私は農福連携に取り組んでいるので、今では他の農家からも意見を求められたりするのですが、以前京都から講演に来た農家の話をお聞きした時の話を紹介します。その人が障がいのある方に、トレイの洗浄を依頼したら、1時間経っても1枚目を洗っていたということがあったそうで、どこまで洗えばいいのか、加減がわからないというケースがあったそうです。そこで私は自分のところで働いてもらうのは難しいかなと思ったのですが、わからないことがあるのが1つの課題であって、どうやったらその課題がクリアできるのかを考えるべきであると言われました。そのケースでは、高圧洗浄の機械に1回通して、裏返してもう1回、それで終わりという風に伝えたら、どんどんできるようになったということです。第3章の12ページに「明るい職場づくりに取り組みましょう」という共助の取組がありますが、そういった講演などを通じて経営者側に認識を根付かせれば、もっと障がいのある方も活躍できる職場づくりができるのではないかなと感じています。

会長：今いただいたご意見は発達障がいのある人への対応のケースかと思いますが、障がいの雇用をどのように進めるかは、多くの経営者が理解しておかなくてはいけないこ

とであると思います。本日いただいた意見を反映しながら、計画の修正をお願いいたします。

4 その他

5 閉会

副 会 長：以上で第5回目の審議会を終了します。皆様ありがとうございました。

(閉会)